

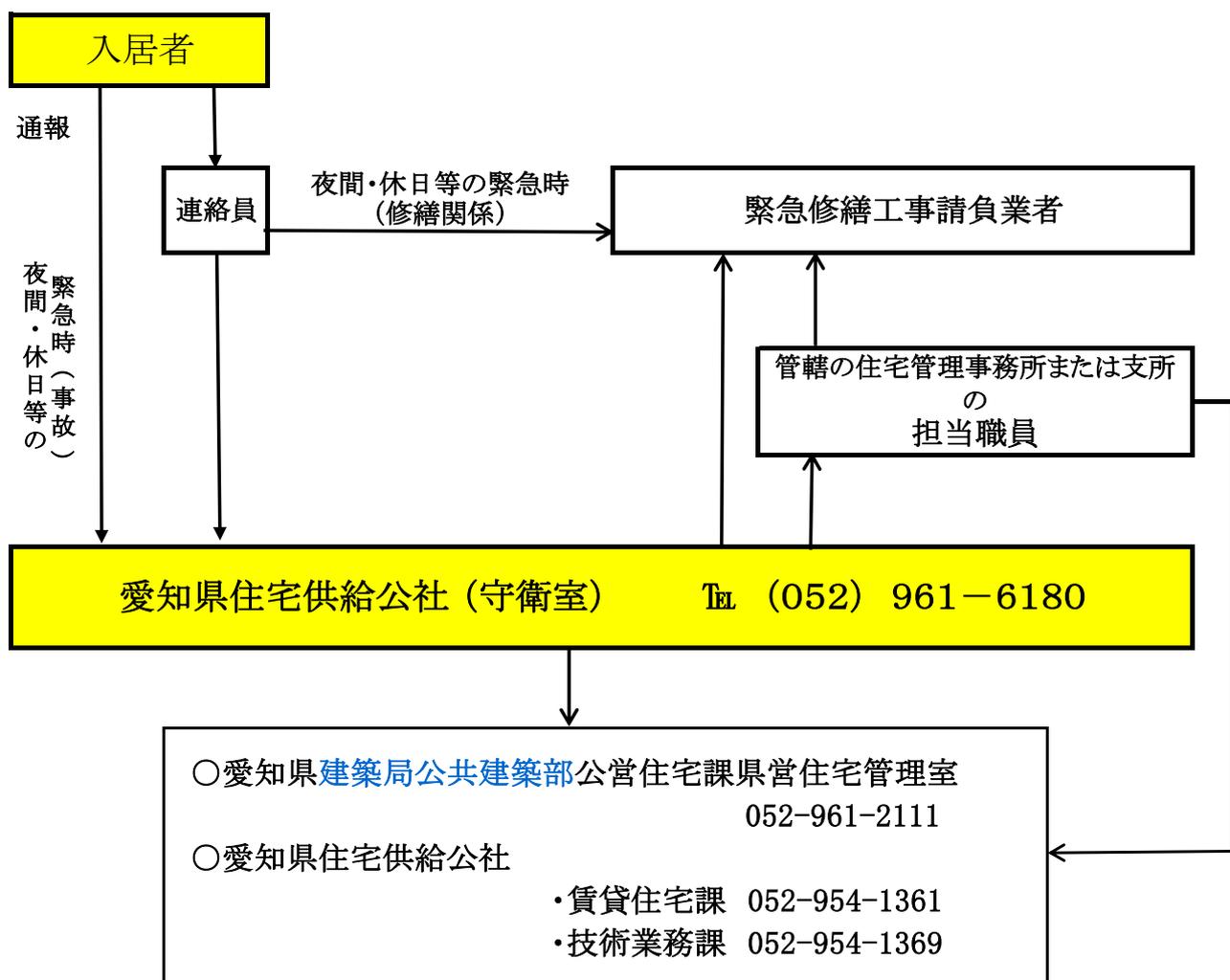
平成31年度

夜間・休日等における緊急時連絡体制

(平成31年4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで)

次の緊急事項が生じた場合は、すみやかに連絡してください。

1. 風水害・火災等で被害が生じたとき。
2. 住宅敷地内において、人身事故が発生したとき。



○平日の営業時間内の体制

